

救急外来受診時の預り金について

休日及び夜間に救急外来を受診された方には正式な診療費を算定することができないため、預り金を頂戴し、預かり証をお渡ししております。

翌日以降の平日（9時～16時30分）に当院会計窓口へ預かり証をご持参いただき、ご精算をお願いいたします。

令和7年4月1日より預り金の金額を下記のとおり改定いたしましたのでお知らせ申し上げます。ご理解いただけますようお願い申し上げます。

【預り金】

- ・ 10,000円（保険資格を有する方）
- ・ 20,000円（保険資格を有する方でCT・MRIを撮影した方、自賠（交通事故）、自費、第三者行為、労災予定、自損行為、保険未加入の方）